

組合のことを知りたい方

まずは、指導センターにお電話ください！

経営相談や組合に関するお問い合わせを無料で行っています。

【最新調査結果に見る組合員が組合加入で受けたと考える便益・メリット】

「同業者との人脈形成、情報交換等ができた」は全体の82%、「研修会等参加で情報・知識、技術・技能の習得ができた」は63%、「組合事業参加で地域・社会貢献ができた」は53%。あなたは組合に何を期待しますか？

組合加入で受けた便益・メリット（生衛業計）



平成 27 年 11 月：全国指導センター調べ



何でも  
ご相談  
ください  
無料  
です

〇〇県指導センター

検索

### 都道府県生活衛生営業指導センター

|                   |                   |                   |
|-------------------|-------------------|-------------------|
| 北海道 011-615-2112  | 石川県 076-259-6510  | 岡山県 086-222-3598  |
| 青森県 017-722-7002  | 福井県 0776-25-2064  | 広島県 082-532-1200  |
| 岩手県 019-624-6642  | 山梨県 055-232-1071  | 山口県 083-928-7512  |
| 宮城県 022-343-8763  | 長野県 026-235-3612  | 徳島県 088-623-7400  |
| 秋田県 018-874-9099  | 岐阜県 058-216-3670  | 香川県 087-862-3334  |
| 山形県 023-623-4323  | 静岡県 054-272-7396  | 愛媛県 089-924-3305  |
| 福島県 024-525-4085  | 愛知県 052-953-7443  | 高知県 088-855-5100  |
| 茨城県 029-225-6603  | 三重県 059-225-4181  | 福岡県 092-651-5115  |
| 栃木県 028-625-2660  | 滋賀県 077-524-2311  | 佐賀県 0952-25-1432  |
| 群馬県 027-224-1809  | 京都府 075-722-2051  | 長崎県 095-824-6329  |
| 埼玉県 048-863-1873  | 大阪府 06-6943-5603  | 熊本県 096-362-3061  |
| 千葉県 043-307-8272  | 兵庫県 078-361-8097  | 大分県 097-537-4858  |
| 東京都 03-3445-8751  | 奈良県 0742-33-3140  | 宮崎県 0985-25-1466  |
| 神奈川県 045-212-1102 | 和歌山県 073-431-0657 | 鹿児島県 099-222-8332 |
| 新潟県 025-378-2540  | 鳥取県 0857-29-8590  | 沖縄県 098-891-8960  |
| 富山県 076-442-0285  | 島根県 0852-26-0651  |                   |

公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター

〒105-0004 東京都港区新橋6-8-2 全国生衛会館2階

TEL. 03-5777-0341 FAX. 03-5777-0342

URL <http://www.seiei.or.jp>

サービス業の生活衛生関係営業のみなさまへ

組合加入で、たとえば、  
賠償保険の保険料を節約できます

- ✓ 賠償保険の保険料を節約できます
- ✓ 特別金利の融資で金利負担を節約できます
- ✓ 経営に必要な情報を迅速に入手できます

組合加入を  
おすすめします



全国生活衛生営業指導センター  
都道府県生活衛生営業指導センター

11月は「生活衛生同業組合活動推進月間」です

サービス業の  
生活衛生関係営業  
のみなさまへ

大きな  
安全

大きな  
安心

組合加入で  
セーフティ  
ネット

# 生衛組合に加入しましょう

ここが  
メリット

保険料の安い**団体保険制度**に加入できます

## 美容組合の例 美容所賠償責任補償制度の概要

美容組合の組合員になると、1店舗年間1,600円という組合ならではのリーズナブルな掛金で、大きな補償を受けられる保険に加入できます。

掛金  
身体賠償  
財物賠償

掛金は1店舗につき年間**1,600円**  
身体賠償は1名につき**5,000万円**まで。1事故につき**1億円**まで  
財物賠償は1事故につき**300万円**まで。※受託物は500万円まで

こんなときに  
支払われます

- ①お仕事に関連したもの  
薬品や器材の使用誤りによるお客様への危害、施術中に誤ってお客様の衣服を汚した、お客様から預かった携行品を不注意により壊した・盗難にあった
- ②お店設備等によるもの  
ショーケースが倒れたり、濡れたままの床で転倒しケガをした

支払われる  
補償金

- ①被害者となられたお客様に支払われる損害賠償金  
治療費、慰謝料、修理代、洗濯代等
- ②事故発生後、その損害防止軽減に必要な費用  
応急手当、病院への護送費用

(注) 団体賠償責任保険は、業種によって内容が異なります。詳しくは、地元の組合、又は、都道府県指導センターにお問い合わせください。

## 行政や業界の**最新情報**を知ることができます

ここが  
メリット

組合のネットワーク機能を活かし、経営やリスク管理に必要な情報を迅速に入手できます  
(国からの要請で、組合を通じて生衛業経営者(組合員)に対し情報伝達が行われた例)

|          |                                                              |
|----------|--------------------------------------------------------------|
| ①お店の衛生対策 | エイズ、O-157、レジオネラ、セレウス菌、BSE、鳥インフルエンザ、残留農薬、ノロウイルス、口蹄疫、ラッサ熱、デング熱 |
| ②住民の健康対策 | 健康入浴、カロリー表示、分煙対策                                             |
| ③表示の適正対策 | 原産地表示、Sマーク制度                                                 |
| ④住民の福祉対策 | 高齢者等への訪問理美容、宅配サービス、バリアフリー、補助犬同伴受け入れ                          |
| ⑤環境保全対策  | 容器包装リサイクル、食品リサイクル、節電                                         |
| ⑥諸制度への対応 | 飲酒運転撲滅、消費税転嫁対策、大規模災害時の営業再開支援                                 |

(要請機関) 厚生労働省、農林水産省、消費者庁、公正取引委員会

生衛組合に加入すると、日本政策金融公庫の  
「生活衛生融資」が有利な条件で利用できます

ここが  
メリット

## 理容業、美容業の「設備資金」の例

融資限度額が  
大きい

一般貸付の7,200万円  
に対し、組合員の場合は  
1億5,000万円



ここが違う!  
**融資制度**  
(振興事業貸付)

金利が  
低い

組合員は通常の金利  
と比べ▲0.9%低利

返済期間が  
長い

一般は13年以内、  
組合員は20年以内



返済期間が  
長いと、毎月の  
返済額が安く  
なります

小規模経営者には、  
**無担保・無保証人**  
の組合員だけの融資制度あり

設備資金と運転資金をあわせて2,000  
万円、返済期間は設備10年、運転7年

## 団体生命共済制度等に参加できます

団体制度ならではの小さな掛金で、いざというとき  
大きな補償が得られます。(全理連(理容組合)の例:  
「火災共済」、「団体生命共済」、「賠償責任補償共済」、  
「療養補償共済(所得補償・医療保障)」、「年金共済」  
ときめ細かい共済制度があります。)

## 技能講習・交流会

技術の習得や向上・改善のための  
講習会、経営セミナー、交流会に  
参加できます。

### ・生衛組合(生活衛生同業組合)って?・

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(生衛法)に基づき設立  
された営業者の自主的な活動団体です。  
理容、美容、クリーニング、旅館・ホテル、公衆浴場、興行場、一般飲食店、すし、  
めん類、中華料理、社交飲食、料理、喫茶店、食肉販売、食鳥肉販売、冰雪販売、  
簡易宿泊所営業の各業種ごとに、各都道府県に設立されており、どなたでも加入  
できます。(注:都道府県によって、組合のない業種もあります。)



技術や  
情報が  
GETでき  
ます